

監 第 6 2 号
平成 27 年 3 月 6 日

請求人各位

京都市監査委員 小 林 正 明
同 山 岸 隆 行
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 27 年 2 月 20 日，同月 25 日及び同年 3 月 2 日にそれぞれ収受した地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について，下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は，京都会館の東側にある，岡崎公園内に植栽されている多くの樹木の伐採（以下「本件伐採」という。）が進められようとしていることについて，地方財政法第 8 条に違反する等として，本件伐採を防止するなどの必要な措置を採ることを求めるものである。
- 2 請求人の主張の要旨は，次のとおりである。
 - (1) 現在，京都市（以下「市」という。）が掲げる「岡崎地域活性化ビジョン」に基づく施策の一つとして，「神宮道の歩行者専用化」に伴う，岡崎公園再整備工事が施工されようとしているが，この中で，本件伐採が進められようとしている。
 - (2) 本件伐採に当たっては，公園内の樹木の伐採計画の全体像について，市民に正確な情報を開示することはもとよりのこと，樹木伐採の必要性について，伐採の便益が保存の便益を上回ること，また伐採以外に方法がなく，真にやむを得ないことなどを具体的に市民に説明して，市民の理解を得るように努めるとともに，これに対する市民の意見を聞いたうえで，伐採の可否を判断するという適正な手続の保障が要求されているものと考えるところ，上記手続を抜きにした本件伐採は直ちに中止されるべきものである。
 - (3) 岡崎公園再整備工事の施工により本件伐採を行うことは，市の財産の管理方法や効率的な運用方法として著しく適切さを欠くものであり，「地方公共団体の財産は，常に良好の状態においてこれを管理し，その所有の目的に応じて最も効率的に，これを運用しなければならない」と定める地方財政法第 8 条に違反する。
 - (4) 平成 22 年 3 月に策定した「京都市緑の基本計画」によれば，CO2 削減やヒートアイランド対策や都市における季節感の提供など，緑の保全に取り組むものとされているにもかかわらず，本件伐採はこれに逆行するものであり，京都市都市

公園条例が、何人も、公園において「竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること」(第5条第2号)を禁止していることに照らして、同条例に違反する。

(5) 市は、平成27年1月20日から岡崎公園再整備工事を施工し、その中で本件伐採を実施しようとしている。したがって、現在、本件伐採が行われることは相当の確実さをもって予測される状況にある。

(6) よって、本件伐採を防止するなどの必要な措置を請求する。

3(1) 法第242条第1項において、住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「財務会計行為」という。)と定められている。

(2) 請求人が本件請求の対象とする樹木の伐採という行為は、文字通り木を切るという行為であり、本件伐採そのものは、行為者及び行為類型の両面において、上記(1)に掲げる財務会計行為のいずれにも該当しない。

4(1) 次に、請求人は、上記2(3)のとおり、岡崎公園再整備工事の施工により本件伐採を行うことは、地方財政法第8条に違反する違法な市の財産の管理であると主張しており、これは、本件伐採を含む岡崎公園再整備工事を実施するという市の判断(以下「本件判断」という。)が、岡崎公園の敷地の違法な管理であると主張するものと解することができるので、以下判断する。

(2) 住民監査請求の対象となる財産の管理とは、財産自体の財産的・経済的価値に着目して、そのような価値の保持又は増加のために行われる行為をいい、それ以外の一般行政上の判断又は行為の結果としてそのような効果が生じる場合を含まない。

(3) 本件判断は、都市公園法に基づく都市公園である岡崎公園について、市が策定した岡崎地域活性化ビジョンその他の計画、構想等に沿った再整備を図るという公園行政の見地からする公園管理者としての判断であって、岡崎公園敷地の財産的・経済的価値に着目し、その保持又は増加のために行われるものとは解されないことから、本件判断は、住民監査請求の対象となる財産の管理に該当するとは認められない。

5 よって、いずれにしても、本件請求は、住民監査請求の対象となる財務会計行為を対象とするものとは認められず、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

6 なお、請求人の中に、請求書に記載した住所によっては、当該記載の住所に請求人の住所があることが、区長によって証明されない者がいたが、本件請求が財務会計行為を対象とするものとは認められない以上、この点について判断する意義は認められない。